平成２４年（フ）第７１８０号
東京都板橋区蓮沼町19―１
破産者　山岡　澤治
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２１６号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦１丁目１番28号
破産者　有限会社ジンナー
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２１７号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦１丁目１―28
第３広田マンション１Ｆ
破産者　サイヤド・モハンマド・ユーセフ・シャーこと　シャー　モハマド　ユーセフ
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２１８号
東京都墨田区文花１丁目５番33―301号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区東上野３丁目33番９号
破産者　明晃産業株式会社
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２３０号
東京都世田谷区三宿２丁目６番９号
破産者　株式会社和昌
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２３１号
神奈川県川崎市高津区二子３丁目５－４　タマミハイツⅡ103
破産者　脇坂　和寿
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２３２号
東京都渋谷区広尾５丁目25―８―401
破産者　脇坂　公一
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３０６号
東京都新宿区西新宿６丁目12番４―402号
破産者　株式会社メディアゲート
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６０５号
福岡市博多区豊１丁目６番25―606号
破産者　岩永真一郎
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２８号
福岡県春日市須玖北３丁目105番地ジョイフル清光Ⅱ202号、前住所福岡県春日市須玖南４丁目95番地アーサー須玖リベックス305号
破産者　廣瀬　義春
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４５号
福岡県糟屋郡新宮町湊坂１丁目２番７号
破産者　中野　明美
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４１２号
福岡市早良区重留７丁目９番３―201号
破産者　坂本　芳和
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９０号
川崎市幸区下平間340番地　エステートピア青木201
破産者　岡林　美奈（旧姓山元）
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
富山県高岡市出来田281番地８、前住所埼玉県戸田市上戸田４丁目11番11号　カナディアンハイツＥＮＯＭＯＴＯ―Ｂ201号室
破産者　ジバボサービスこと　地崎　　巌
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２９号
富山県高岡市蓮花寺53番地６
破産者　藪下　正彦
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第７６号
富山県射水市池多272番地１　太閤山東県営住宅２―210
破産者　大知建装こと　近藤　知紀
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１８３８号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目36番地６、破産手続開始決定時住所福岡市城南区東油山１丁目11番１―306号
破産者　牟田　定光
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３６６号
福岡市中央区渡辺通５丁目９番２―703号
破産者　西原　尚蔵
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２９号
福岡市城南区長尾２丁目６番７―607号
破産者　江頭　直子（旧姓百木）
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５０５号
北海道千歳市青葉３丁目12番13号
破産者　白木ゆかり
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部